

新旧対照表

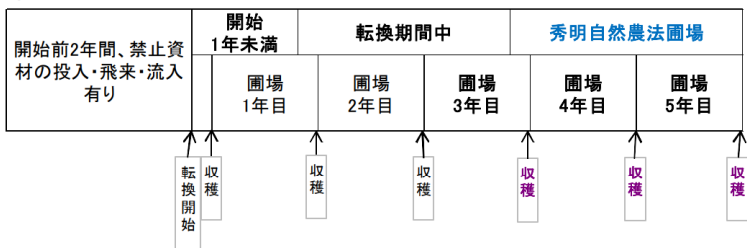
変更後 (2024年2月20日改訂版)	変更前 (2019年8月3日改訂版)
<p>4. 秀明自然農法圃場の成立要件</p> <p>(圃場・農場の定義、転換期間の例示→Q&A⁵参照)</p> <p>(1) 秀明自然農法への転換を開始した圃場で、1年に満たない圃場は、「開始1年未満」である。</p> <p>(2) 秀明自然農法への転換を開始して1年を経過した圃場であって、次の(3)に定める秀明自然農法圃場への成立条件の年数に満たない圃場は、「転換期間中」である。</p> <p>(3) 秀明自然農法の圃場は、下記①～③のいずれかの条件を満たした時に成立する。</p> <p>① 果樹等、多年生作物については、最初の収穫まで3年以上、本実施要綱に適合する栽培が実施されていること。</p> <p>② 一年生作物等(一年生、二年生、及び①に掲げたもの以外の作物)については、播種又は植え付け前に2年以上、本実施要綱に適合する栽培が実施されていること。</p> <p>③ 開拓された圃場又は耕作の目的に供されていない圃場で、かつ、2年以上、禁止資材の投入・飛来・流入がない圃場であっては、多年生作物については、最初の収穫まで1年以上、一年生作物等については播種又は植え付け前に1年以上、本実施要綱に適合する栽培が実施されていること。</p> <p style="text-align: center;">- 6 -</p>	<p>4. 秀明自然農法圃場の成立要件</p> <p>(圃場・農場の定義→Q&A⁵参照)</p> <p>(1) 秀明自然農法への転換を開始した圃場で、1年に満たない圃場は、「開始1年未満」である。</p> <p>(2) 秀明自然農法への転換を開始して1年を経過した圃場であって、次の(3)に定める秀明自然農法圃場への成立条件の年数に満たない圃場は、「転換期間中」である。</p> <p>(3) 秀明自然農法の圃場は、下記①～③のいずれかの条件を満たした時に成立する。</p> <p>① 果樹等、多年生作物については、最初の収穫まで3年以上、本実施要綱に適合する栽培が実施されていること。</p> <p>② 一年生作物については、播種又は植え付け前に2年以上、本実施要綱に適合する栽培が実施されていること。</p> <p>③ 一年生作物については、開拓された圃場又は耕作の目的に供されていない圃場、かつ、2年以上、禁止資材の投入・飛来・流入がない圃場であって、新たに農産物の生産を開始した場合については、播種又は植え付け前に1年以上、本実施要綱に適合する栽培が実施されていること。</p> <p style="text-align: center;">- 6 -</p>

5-2Q. 転換期間を分かりやすく図で、例示して頂きたい。

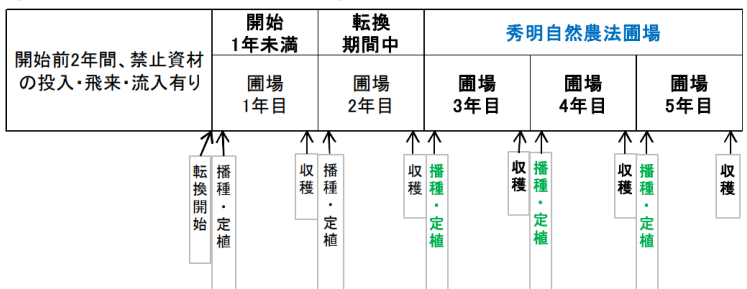
5-2A. 以下の図は、「第3章4. 秀明自然農法圃場の成立要件」を分かりやすくするための図示であり、実際の転換開始の日、播種・定植の日、収穫の日、春作、夏作、秋作、冬作、一年草等（一年草、二年草）、多年草の組み合わせによっては、下の図の通りにならない場合もあるので、本文の第3章4の要件を参照ください。

秀明自然農法圃場の成立要件の例示

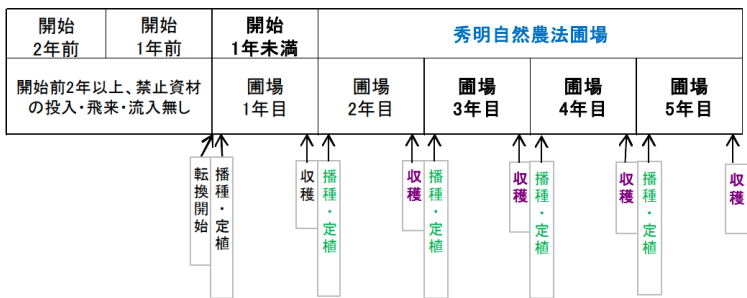
① 多年生作物(果樹、お茶、アスパラガスなど)



② 一年生作物等(一年生、二年生、及び①に掲げたもの以外の作物)

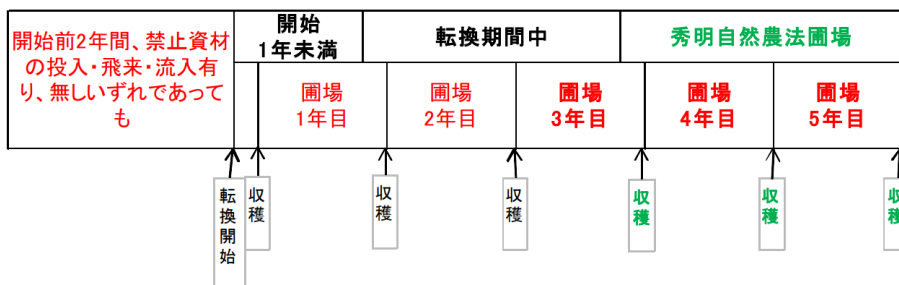


③ 開始前2年以上、禁止資材の投入・飛来・流入がない場合(多年生・一年生作物等)

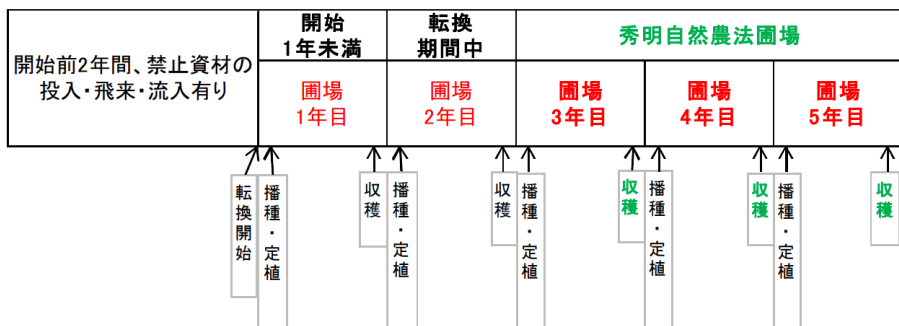


秀明自然農法圃場の成立要件の例示

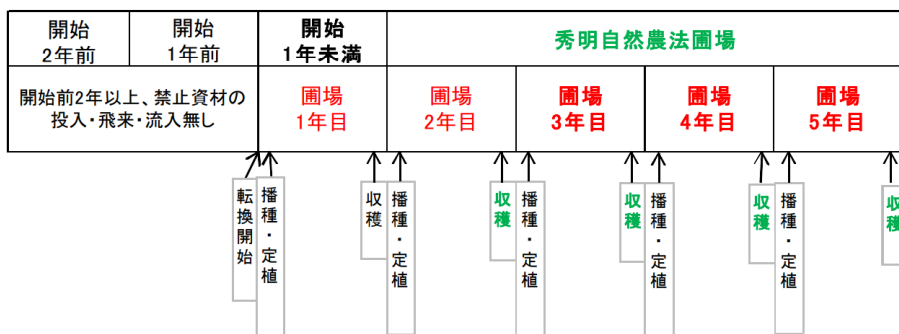
① 多年生作物(果樹、お茶、アスパラガスなど)



② 一年生作物、及び①に掲げたもの以外の作物



③ 開始前2年以上、禁止資材の投入・飛来・流入がない場合(一年生作物の場合)



(注：上図は、「第3章4. 秀明自然農法圃場の成立要件」を分かりやすくするための図示であり、実際の播種・定植の日、収穫の日によっては、上図の通りにならない場合もあるので、本文の第3章4の要件を参照。)